

7. 用語説明（50音順）

あ行

【空き家バンク（P41）】

空き家の所有者と利用希望者のマッチングを目的として、主に自治体や自治体から委託を受けた団体が運営するもの。

【居久根（P10）】

屋敷の周囲を取り囲むように植えられた樹木。

か行

【狭隘道路（P41）】

主に幅員 4m未滿の道路。

【高次都市機能（P8, 9, 26）】

都市機能のうち日常生活圏域を超えた広域の範囲を対象としてサービスを提供する機能。

さ行

【整備、開発及び保全の方針（P3）】

都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に基づく計画で、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。

【総合計画（P3）】

市町村自治における最上位計画で、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるもの。

た行

【地方創生総合戦略（P3, 15）】

日本全体の人口の減少や少子高齢化が顕在化し、さらに加速度的な進展が予想されている中、首都圏等へ過度の人口集中を是正するとともに、おおむね 50 年後に 1 億人程度の人口を維持することを目標に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、全国の市町村が策定した計画。

【中枢施設（P37, 38）】

市役所本庁舎や銀行本店など、各都市機能の中心となる重要な施設で、高次都市機能を構成する施設。

【低未利用地（P11, 41）】

市街地内の農地、空宅地、平面駐車場など、周辺の利用状況に比べて利用の程度が低い土地。

【都市計画マスタープラン（P3, 5, 6, 8, 11, 14, 16, 17, 53）】

都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づく計画で、市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるもの。

ま行

【モビリティ（P41）】

移動性。移動のしやすさ。

や行

【遊休地（P11, 39）】

どのような用途にも使われておらず有効活用されていない土地。

【用途地域（P14, 15, 23, 25, 26, 28, 46）】

住居、商業、工業といった土地利用の環境保持や、効率性を確保するため、都市計画において都市を住宅地、商業地、工業地など 13 種類に区分し定めるもの。